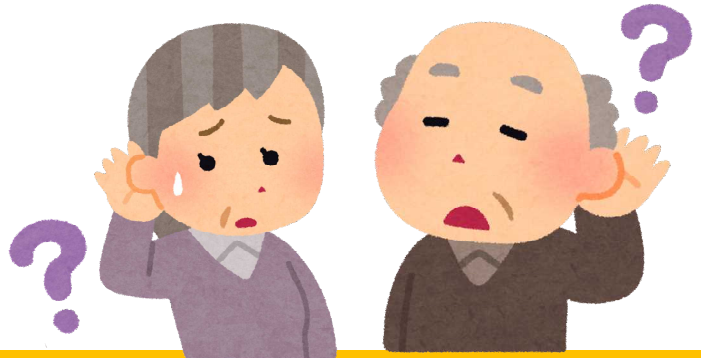


高齢者の耳の聞こえをサポート

認知機能低下を予防するための補聴器を購入する場合、 その購入費用の一部について、安来市が助成を行います

加齢に伴う聴力の低下は、家族や友人とのコミュニケーションが取りづらくなることや、自動車などが近づいたときの危険察知能力の低下に加え、認知症発症を引き起こす最大の危険因子である、との研究結果が近年報告されています。

加齢と正しく向き合い、誰もが健やかな毎日を過ごせるよう、安来市では、認知症・フレイル予防の一環として、中等度の難聴が認められる高齢者が補聴器を購入する際、その費用の一部を助成する事業を令和6年4月から開始します。



対象となる人

以上の①②③全ての要件を満たすことが必要です。

- | | |
|--|---|
| <p>① 市内在住の65歳以上の高齢者</p> <p>② 両耳の聴力レベルの平均が40db以上で、身体障害者手帳（聴覚障がい）の対象とならない方</p> | <p>③ 医師による意見書で、補聴器の装用により認知機能の低下を予防することに一定の効果が期待できると判断された方</p> |
|--|---|

助成額

最大 20,000 円を助成します。

※お1人（1台）につき1回限り

医療機器相当の補聴器（電池・イヤーマールド含）の購入に要する経費に対し、2万円を上限に助成。ただし購入費が2万円を下回る場合は購入費と同額となります。

* 個人や世帯の所得条件はありません。

* 修理費・メンテナンス費用等は対象外です。

* 集音器は対象外です。

* 助成交付の決定前に購入した補聴器は対象外です。

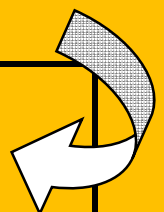
申請・手続については、裏面を御確認ください

〇お申し込み・問い合わせ先

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬1930番地1
安来市役所 健康福祉部 福祉課 総合支援係

TEL(0854)23-3216

FAX(0854)32-9008



補聴器購入助成の申請方法について

- ① 福祉課或いは安来庁舎市民課窓口・伯太庁舎窓口にて、次の用紙を受け取ります。
※安来市のホームページでもダウンロードできますので、ご利用ください。

https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/hochouki_j.html

- ・ 高齢者補聴器購入助成申請書
- ・ 高齢者補聴器購入助成に係る医師意見書



【補聴器購入助成ページQRコード】

- ② 医療機関（耳鼻咽喉科）での診察と併せ、医師意見書（様式2号）への記入を依頼します。
→ 診断の結果、身体障害者手帳の交付対象となる場合があります。
その際は医療機関と別途ご相談ください。
- ③ 医師の指示に併せ、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売業者から、購入予定となる、
「補聴器の見積書」をもらいます。
- ④ **申請書・医師意見書・見積書**の3点を、福祉課・安来庁舎市民課窓口・伯太庁舎地域センター窓口のいずれかに提出・申請をお願いします。
- ⑤ 助成決定通知・助成券が届きましたら、見積書を作成された販売事業者へ書類をお示しすることで、助成決定額を差し引いた金額で補聴器を購入することができます。

ご注意ください

- 助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外となります。
- 助成額分を割り引いた金額で補聴器を購入することができます。
申請者への現金給付するものではありませんのでご注意ください。
- 両耳タイプ・片耳タイプの補聴器でも助成額上限は一律20,000円です。
- お一人1回（1台）限りの助成となります。
- 集音器や既にお持ちの補聴器の修理費・メンテナンス費用等は対象外です。
- 『店舗で勧められた器機を購入したが医師から不要と言われた』
『試用なしで購入したが音がうるさい』等、補聴器に関する相談が
消費者センターにも寄せられています。

専門医の診断を受けるほか、お一人で購入を決めず、周囲に相談して
購入の判断をしましょう。

詳しくは、安来市福祉課（0854）23-3216までお問い合わせください。